

第二号議案 平成 26 年度事業計画及び予算報告

I. 平成 26 年度事業計画

1. 租研をめぐる環境

平成 25 年度は、日本経済回復の動きが随所で顕在化し、国内外からの先行き期待が大いに高まった年となった。安倍総理の強いリーダーシップの下、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢により、長引くデフレ不況、円高から脱却し、日本経済を強い成長軌道に乗せることを目指す、いわゆるアベノミクスという経済政策が、矢継ぎ早に実行に移された結果、経済環境に明確な変化があらわれている。

このアベノミクスについては、円高の修正、株式相場の上昇に伴い、日本経済のデフレからの脱却、経済活動の活発化と雇用、所得、消費の拡大につながり、事実、実体経済そのものにおいて、実質経済成長率が 4 四半期連続でプラス成長を記録、消費者物価指数の上昇も継続するなど、日本経済は、生産、所得、支出の好循環が鮮明になってきており、経済の回復が明確に広がってきている。

しかしながら一方では、①少子高齢化の急速な進行による社会保障制度の持続可能性への国民の不安、②巨額の長期債務を抱える財政問題などの構造的問題は一層深刻化している。強い経済を実現させるとともに、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一層の進展に寄与するという好循環を実現させていかなければならない。まさに正念場にあるといっても過言ではない。

このような状況下、政府においては、平成 26 年 4 月より消費税率を 5%から 8%に引き上げ、同時に、消費税増税による景気の腰折れを防ぐため、総額 5 兆円規模の経済対策を実施し、さらに、復興法人税を 1 年前倒しで廃止するほか、所得拡大促進税制、生産性向上設備促進税制、研究開発投資促進等経済を活発にするための施策を具体化している。財政健全化に向けた大きな第一歩が踏み出されたものであり、評価に値する。

今後とも、財政健全化の道筋を確かなものにするためにも、消費税 10%への引き上げを確実に実施するとともに、企業の活力の充実・強化に結び付く国際的に調和する法人税制の改革や所得税の税収調達機能の回復等、国民生活や事業活動に密接に関連している税制抜本改革に取り組むことが何よりも重要である。さらに、膨張する社会保障費の抑制策のほとんどは先送りされ、受益と負担のアンバランスは依然として大きなものがある現状に鑑み、社会保障制度の重点化、効率化による思い切った抑制を決断し、実行することが必要である。また、今後、少子高齢化が一層進行することを考えると、さらなる財政収支両面からの改革を進めることも重要である。

経済の持続的成長をもたらすには、経済活力のエンジンである民間の活性化により、投資や技術進歩をさらに推進することが不可欠である。民間の活性化が、雇用、所得、消費の拡大等に結びつき豊かな国民生活と自律的な成長を可能とする。政府は、経済連携の推進、責任あるエネルギー政策の構築、規制改革、行政改革に取り組むとともに、企業をはじめとする経済主体のダイ

ナミズムを復活させ、日本経済の持続的成長と財政健全化の両立を実現し、国際的な信認を得るとともに国民生活に安心と安定をもたらす必要がある。

2. 協会の活動方針

上記の租研をめぐる環境に立ち、民間の租税研究機関として我が国の税制の研究と普及に貢献してきた当協会は、引き続き、その活動をベースに、中身の更なる「充実」を図り、会員のニーズに「迅速」に応え、あるべき財政・税制・税務の「実現」に向け諸活動を展開していく。

平成 25 年度を目標とした中期事業計画(平成 23 年度～25 年度の 3 ヶ年計画)については、計画に従い、会員への価値の提供を極力維持しつつも、収入の範囲内に活動を収斂させるため、事業内容の抜本的な見直しを行い、その目標を達成した。平成 26 年度は、引続き以下の活動方針に基づき、収支相償の原則に則し、かつ継続的に安定的な運営が行われるように、事業活動を展開する。

- ① 税制改正意見等の提言活動の充実を図る。
- ② 財政、税制、税務に関する調査、研究、提言活動の充実を図る。
- ③ 会員のニーズに的確に対応した情報発信機能の充実を図る。
- ④ 租研は、「公益社団法人日本租税研究協会」として、協会活動を通じた社会貢献活動を高める。
- ⑤ 租研の財政状況が極めて厳しいことから、維持会員の継続・拡大に組織を挙げて取り組む。あわせて、経費節減に努めるとともに、限られた資源の中で効果的・効率的な事業運営を徹底する。

3. 平成 26 年度計画の総括

平成 26 年度は、中期事業計画の実施結果を踏まえ、収支相償の原則に即しつつ、一方では、維持会員の減少や消費税増税等による経費増要因による厳しい財政状況を考慮して、事業計画を策定した。

平成 26 年度、全体の活動水準(開催回数)については、事業の「選択と集中」による厳選化を押し進めてきた結果、中期事業計画目標の活動水準(年間 170 回)程度を確保することとして、経費節減に努め、赤字幅の縮小を図ることとした。

一方、平成 26 年度は、経済政策や税制抜本改革の実行等 大きな変革が打ち出され、消費税率引き上げに関する措置や相続税、贈与税、法人税、国際課税の大改正等だけでなく、国際的にも「税源浸食と利益移転(BEPS)行動計画」に基いた新たな国際課税ルールの見直しが予定されており、それに伴う多くの税制、税務上の課題が想定されることから、研究会等を通じた調査、研究、提言活動や会員懇談会を通じた情報発信活動へのニーズが高まっている。

したがって、平成 26 年度事業計画については、収支相償の原則を大前提に事業経費の一層の節

減に努める一方、事業活動の活発化に資するため、年間 170 回程度の事業活動を設定し、会員が求めるニーズに合致した、質の高い事業活動計画を策定することとしたい。また、平成 26 年度において、中期事業計画の実施状況を踏まえ、今後の経営方針について検討を行う。

・活動計画一覧表

(講演回数換算ベース)

	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 計画	平成25年度 中期計画
理事会・総会・委員会等	103 回	86 回	72 回	66 回	71 回	70 回
内研究会	70 //	60 //	48 //	49 //	49 //	43 //
会員懇談会	87 //	90 //	92 //	100 //	70 //	72 //
租税研究大会 *1	(3.0日) 9 //	(3.0日) 6 //	(3.0日) 6 //	(3.0日) 6 //	(3.0日) 6 //	(3.0日) 6 //
基礎講座 *2	(4講座) 28 //	(3講座) 23 //	(3講座) 21 //	(3講座) 22 //	(3講座) 21 //	(3講座) 22 //
合計	227 //	205 //	191 //	194 //	168 //	170 //
出版(「租税研究」以外)	12 冊	10 冊	10 冊	9 冊	10 冊	10 冊

*1 平成26年度計画の内訳：東京大会2.0日(報告2、討論2)、大阪大会1.0日(報告1、討論1)

*2 平成26年度計画の内訳：法人税基礎講座－東京8回、関西8回、国際課税中級講座－東京5回

4. 委員会・研究会等

民間の中立的な立場から調査・研究を行い、我が国の「あるべき財政・税制・税務」の実現のため、提言、意見表明を行う中核事業である。特に、ここ数年で拡充を図ってきた研究会活動はその軸であり、引き続きその内容の充実に努める。

具体的には、当協会の税制改正提言である「租研意見」を作成する政策検討会、税制について透明性、予測可能性を高める観点から、通達への会員意見の実現を図る通達等検討会や国際課税実務検討会等の更なる充実に努める。

また、意見交換会は、当協会の特質を活かした活動であり、必要に応じて開催する。

・理事会・委員会等の内訳と回数推移

(回数)

	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 計画
理事会・総会	4	5	5	5	5
委員会・研究会等	85	72	57	55	57
内研究会	70	60	48	49	49
意見交換会	14	9	10	6	9
合計	103	86	72	66	71

(1) 政策委員会(政策検討会、地球環境問題検討会)

租研の財政、税制の提言等の企画・立案を担当する委員会・検討会として、各委員会・研究会の研究・提言、会員からの税制改正意見、アンケート調査等をもとに、税制改正に関する租研意見を取りまとめ、関係機関に対して提言を行う。

特に、近年拡充に努めてきた政策検討会は、研究・提言活動を本格化し、他の研究会等との連携・協調を緊密にしつつ、抜本的な税制改正に向け、「租研意見」の更なる充実を図る。

(2) 財政経済委員会(財政経済研究会)

社会保障制度、財政制度改革に関する諸課題について調査、研究し、会員等に対して幅広く情報提供していくこととし、さらに必要に応じて、関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会の下に財政経済研究会をおき、アベノミクスにおける現状と課題という大テーマのもと、安倍政権下における財政、税制、社会保障政策の課題について、引き続き調査、研究、提言活動を継続する。

(3) 個人課税委員会(個人課税研究会)

個人所得税や相続税・贈与税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供し、必要に応じて税制改正意見等として関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会の下に個人課税研究会をおき、金融課税を含め、個人課税に関する調査・研究活動を行う。

(4) 法人課税委員会(法人税研究会、税務会計研究会)

法人税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供していくこととし、必要に応じて税制改正意見等として関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会における、各研究会の活動は以下のとおりである。

① 法人税研究会

法人税における諸課題(税務会計研究会に係る課題は除く)について、調査、研究、提言を行い、会員等に対して幅広く情報提供を行う。

i) 通達等検討会

企業の実務と税制度や通達との関係が不明確、不確定な分野について、実務面から税制度の透明性の確保や予測可能な取扱いを目指し、会員意見の通達への反映等、活動の定着と更なる充実に取り組む。

ii) 国際課税実務検討会

日本企業の国際的組織再編成、外国子会社合算税制や資本取引等に関する課税上の課題を中心として、調査、研究、提言を行っていくこととしている。

本年度も昨年度に引き続き、外国子会社合算税制の税務上の取扱いの明確化、透明性を図るための検討を行うこととする。

② 税務会計研究会

平成 20 年度から行ってきた企業会計基準の国際的な統一化への大きな変化に対する法人税法の取扱いについて、報告書作成、公表、提言を行い、一連の調査・研究活動を一昨年終了した。

今後も、会計基準国際化の動向に注視しながら、必要に応じて活動を行うこととしている。

(5) 国際課税委員会(国際課税研究会)

国際課税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供することとし、必要に応じて税制改正意見等として、関係当局に対して意見、提言を行う。

なお、国際課税研究会は、研究者、官庁、民間が共通の場で行う最先端の研究であり、引き続き国際課税に関する国際的に重要な論文について、翻訳、調査、研究を行い、税制改正提言に資することとし、会員に対して幅広く情報提供する。

(6) 消費課税委員会(消費税研究会)

消費税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供していくこととし、必要に応じて税制改正意見等として関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会の下に、消費税に関する調査・研究活動を行う研究会の設置を検討する。

(7) 地方課税委員会(地方税研究会)

地方税を中心とする諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供していくこととし、必要に応じて税制改正意見等として関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会の下に、地方税研究会をおき、政策検討会と緊密な連携・協調の下、租研が行う税制改正に関する租研意見の形成に資する調査・研究にも配意しつつ、活動を行う。

(8) 運営委員会(企画・運営小委員会)

租研の事業計画の策定や事業活動の基本方針等重要な事項について、協議、検討等を行う。

さらに、当委員会の下に、企画・運営小委員会をおき、必要に応じ、随時協議、検討等を行う。

(9) 意見交換会

行政当局と会員との双方向の意思疎通が重要であることから、意見交換会の開催等の連絡・協調に積極的に取り組む。特に、税制改正、取扱通達、国際課税に関する課題等について、随時行政当局担当官を招き、意見交換を行う。

課題に対するタイムリーな情報発信や意見交換の場を提供することに焦点をあてる。

5. 国際交流の促進

諸外国の財政・税制・税務行政に携わっている政府担当官、あるいは学者の来訪の際、財政・税制・税務行政を巡る諸問題について講演会の開催を企画する。

また、諸外国の税務当局幹部と各国進出企業との間の相互理解促進を目的とした、意見交換会の開催にも積極的に取り組む。

6. 会員懇談会

国内課税及び国際課税に関する、理論面、実務面における重要な課題をテーマとして、幅広く懇談会を開催する。租研が行う税制改正に関する「租研意見」の形成に資する有益な情報の習得に配慮するとともに、「税制改正説明会」、「決算・申告への留意事項」等の当局からの情報発信、研究者・実務家の調査・研究報告等を、会員のニーズならびに時代の要請に則して、タイムリーかつバランスよく提供することを目指す。

開催数については、中期事業計画で目標とした回数(72回)程度まで、絞り込みを図る。ただし、会員への普及活動の中軸事業であることから、内容の厳選・充実化とともに委員会・研究会のうちで可能なものは合同開催する等の効率化を図りながら、会員のニーズに応え得る規模(年間70回程度)を維持する。

・会員懇談会の回数推移

(回数)

	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 計画
会員懇談会	87	90	92	100	70

7. 租税研究大会

租税研究大会については、租研の事業活動に相応しい財政・税制に関する調査、研究、情報発信機能を重視したものを引き続き実施する。会員に対して、講演、討論等を通じて情報提供を実施するとともに、協会外部への情報発信を行い、公益的活動の推進、当協会のプレゼンス向上に資するものとして継続する。

なお、本年度については、東京大会は平成26年9月17日(水)～18日(木)、大阪大会は平成26年10月1日(水)に開催する予定である。

・租税研究大会の内訳と実施推移

(回数)

	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 計画
東京大会	6	4	4	4	4
報告	4	1	2	2	2
討論	2	3	2	2	2
大阪大会	3	2	2	2	2
報告	2	1	1	1	1
討論	1	1	1	1	1
合計(報告+討論)	9	6	6	6	6
合計(日数)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

8. 基礎講座

基礎的分野の会員サービスとして継続するが、講座においても収支相償を原則とした運営を目指す。

そのため、会場費用等でのコスト削減等に取り組んだうえで、法人税基礎講座(東京、関西)、国際課税中級講座(東京；基礎講座と隔年開催)を継続する。

・基礎講座の内訳と実施推移

(回数)

	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 計画
法人税講座(東京)	8	8	8	8	8
法人税講座(関西)	9	9	8	8	8
国際課税基礎講座(東京)	0	6	0	6	0
国際課税中級講座(東京)	5	0	5	0	5
国際課税基礎講座(関西)	6	—	—	—	—
合計	28	23	21	22	21

※ 各回、2～2時間半で実施。

9. 出版物の刊行

会員に対し、租税に関する最新情報を提供するため、毎月発刊の「租税研究」に加えて、「税制参考資料(平成26年度)」、「租税条約の解説」等の出版物を作成し配付する。また、重要な調査・研究についても、出版物を作成し配付することとする。

但し、出版にあたっては真に必要なものに限り実施するなど、対象の重点化を図る。

① 情報提供

- ・税制参考資料(平成26年度)

② OECD、租税条約関連

- ・租税条約の解説(日米租税条約改正をはじめ、今後、条約が締結された場合に随時判断)

③ その他

- ・ 会員に有用な情報については、真に必要なものに限り、随時、出版を検討する。

10. 情報提供サービスの向上

会員向けの情報提供サービスの内容を充実することにより、会員の利便性の向上を図る。

また、ホームページにおいて、租研意見、研究会報告、租税研究大会等を掲載することにより、会員以外の一般の方にも広く情報提供するとともに、当協会からの提言、情報発信の充実を図り、財政・税制についての知見・知識の普及・拡大を図る。

11. 国際租税協会(IFA)日本支部事務局受託事務等

IFA 日本支部の事業活動の積極的な展開に協力するとともに、IFA から得られる情報を活かし租研の国際租税分野での事業活動の更なる活性化に資することに努める。

12. 日本租税研究協会 組織表

